

四日市市告示第 463 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の市道の路線の供用を開始する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

平成28年 10月 26日

四日市市長 田中 俊行

都市整備部 道路管理課

(供用開始)

整理 番号	路線名	起 点 終 点	幅員 (m)	延長 (m)
1	羽津 7 2 号線	羽津中二丁目1637-3 羽津中二丁目1637-6	5.0~7.8	34.9
2	久保田 2 3 号線	久保田二丁目316-9 久保田二丁目316-11	5.0~10.6	29.4
3	采女 1 0 0 号線	采女町字森ヶ山326-19 采女町字森ヶ山326-28	6.0~13.1	114.8
4	采女 1 0 1 号線	采女町字森ヶ山326-21 采女町字森ヶ山326-37	6.0~13.0	112.3
5	采女 1 0 2 号線	采女町字前岨2090-1 采女町字前岨2090-3	6.0~8.0	71.5
6	西坂部 1 0 8 号線	西坂部町字八幡646-5 西坂部町字八幡646-11	6.0~13.4	68.8
7	松寺 3 4 号線	松寺二丁目266-1 松寺二丁目266-7	6.0~9.5	53.3
8	河原田 1 2 6 号線	河原田町字里岸304-1 河原田町字里岸304-3	6.0~13.5	36.4
9	川尻 2 0 号線	川尻町字中割2165-7 川尻町字中割2165-9	4.5~8.7	21.2